

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二四年九月二二日法律第八九号)

一、提案理由(平成二四年七月二十四日・参議院国土交通委員会)

○国務大臣（羽田雄一郎君）　ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

………(略)………

次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。外航船舶からの温室効果ガスの放出抑制による地球温暖化の防止につきましては、平成二十三年七月に、国際海事機関において、外航船舶から放出される二酸化炭素を規制することを目的とした千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書附属書VIの改正が採択さ

れました。

我が国としても、国際的な連携の下に、外航船舶から放出される二酸化炭素による地球温暖化の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、外航船舶からの二酸化炭素の放出量に係る基準を設け、新造船について当該基準に適合することを義務付けることとしております。

第二に、現存船も含めて、外航船舶からの二酸化炭素の放出量を抑制するための措置等を定めた二酸化炭素放出抑制航行の手引書について国土交通大臣の承認を受けるとともに、これを備え置くことを義務付けることとしております。

第三に、二酸化炭素放出抑制航行手引書について承認を受けた外航船舶に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付するとともに、外国船舶に対しても必要な監督を行うこととしております。

その他、平成二十二年十二月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針を踏まえ、独立行政法人海上災害防止センターの民間法人化に関する規定を整備するなど、所

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

三四八

要の規定の整備を行うこととしております。

(略)

以上が海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二四年七月二七日)

○岡田直樹君 ただいま議題となりました四法律案のうち、海上運送法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案は、海洋汚染防止条約の附属書の改正等に対応するため、新造船に対する二酸化炭素排出量の算定及び基準適合の義務付け、新造船及び現存船に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書作成の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

(略)

○附帯決議(平成二四年七月二六日)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一 東日本大震災及び原発事故の教訓を踏まえ、災害など非常時における安定的海上輸送の確保を図ることは喫緊の課題である。このため、準日本船舶の認定を促進する観点から、準日本船舶の認定要件及び海上運送法の改正等を前提に拡充が予定されているトン数標準税制については、日本船舶の増加

本船舶制度導入の意義、日本船舶及び日本人船員確保の重要性、環境技術による我が国海事産業の競争力強化の必要性、改正船員法の円滑な施行に向けた政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

(略)

順次採決の結果、海上運送法改正案及び海洋汚染等防止法改正案についてはいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(略)

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

(略)

のインセンティブにも配意しつつ、関係事業者の実情や他の海運国との均衡を十分に踏まえたものとする。

二 二千十三年以降に建造契約を結ぶ船舶に係る二酸化炭素放出規制の導入を踏まえ、先駆的な省エネ・環境技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るとともに、造船業の受注力強化・販路拡大を始めとする海事産業強化に向けた取組を、官民一体となつて戦略的に推進すること。

三 改正船員法により制度化される事項が確実に実施され、船員の労働条件や労働環境の改善につながるよう、船舶所有者、船員その他の関係者に対し、その内容の周知徹底を図ることともに、労使の取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。また、法定検査及び寄港国検査が適切に実施されるよう、登録検査機関を含めた検査実施体制の充実に努めるこ

四 海上輸送に多くを依存している我が国にとって、資質の高い船員の確保が重要な課題である。このため、海事産業の魅力についての海事広報活動に努めるとともに、特に、優秀な若者が海事関係の進路を選択するよう船員養成機関や海事産業界が学校教育の現場と連携して行う取組を支援すること。右決議する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

三、衆議院国土交通委員長報告(平成二十四年九月六日)

○伴野豊君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、海洋汚染防止条約附属書の改正等に適確に対応するため、一定の船舶に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成及び備え置き等の義務づけ、独立行政法人海上災害防止センターの解散に伴う指定法人に関する制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

(略)

三法律案は、参議院先議に係るもので、船員法改正案については修正議決の上、本院に送付され、去る八月二十八日本委員会に付託されました。

翌二十九日、羽田国土交通大臣から三法律案の提案理由及び参議院における船員法改正案の修正部分の趣旨の説明を聴取し、三十一日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

第であります。

以上、御報告申し上げます。